

令和3年8月30日

保護者各位

如水館中学高等学校

校長 江口 史憲

「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な教育活動のガイドライン」

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本校教育に対しご協力ありがとうございます。

さて、第2学期の始業にあたり、文科省からの通達および「緊急事態宣言」の適用をふまえた新型コロナ感染拡大防止のための対処方針をお知らせいたします。本校教育活動については、地域の感染状況をふまえ、感染防止策を講じたうえで可能な範囲で継続してまいります。ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 感染症対策の徹底

- ・屋内でのマスクの着用、手洗い、手指消毒および「三密の回避」など、感染防止に努めるようご指導をお願いします。（特に対面での飲食はリスクを伴います。）
- ・毎朝の検温と健康観察は必ず実施し、お子様に発熱や頭痛・のどの痛み等、風邪の症状がある場合には登校せず、自宅で休養するよう徹底をお願いします。
- ・感染の早期発見・対応のため、積極的にPCR検査を活用してください。検査陽性の場合または症状が長引く場合は、必ず医療機関を受診してください。
- ・生徒がPCR検査を受診するために要した日数、ワクチンの接種及びその副反応により欠席した日数については、欠席扱いとはいたしません。
- ・生徒または同居のご家族が陽性であると診断を受けた場合は、できるだけ早期に学級担任に連絡をし、保健所からの指示にしたがってください。

2. 感染者への対応等

(1) 感染者への対応

- ①生徒等の感染が判明した場合または生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
→ 出席停止の措置をとります（欠席扱いとはしません：学校保健安全法 第19条）
- ②生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるとき
→ 出席停止の措置をとります（同）
- ③生徒等の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるとき
→ 出席停止の措置をとります（同）

④感染が不安で休ませたいと保護者が判断した場合

→ 合理的理由があると認められる場合、欠席扱いとはしません

⑤海外から帰国・再入国した生徒等

→ 政府の要請対象となっている生徒は、当該待機の期間を経て登校を許可します。
待機期間は欠席扱いとしません。

⑥基礎疾患のある生徒への配慮

→ 主治医の見解を保護者に確認のうえ判断します。

(2) 臨時休業の実施の考え方

校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、保健所の指示または協力要請により、学級や学年単位など、必要な範囲の出校を止める措置をとります。

(3) 家庭との連携

臨時休業とする場合、学級担任等を中心として、自宅で過ごす生徒および保護者との連絡を取らせていただき、定期的に生徒の心身の健康状態の把握に努めます。

Google Classroomなどを活用した学習課題に取り組んでいただきます。詳細については、教務よりお知らせします。(授業実施時数としてのカウントはいたしません、成績評価の対象になります。)

(4) プライバシーの保護等

感染者、濃厚接触者およびその家族、この感染症の治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されるものではありません。

新型コロナウイルス感染症への感染は誰にでも生じ得るものであり、多くの方が感染に対する不安を感じておられると思います。しかし、感染された方やそのご家族、医療関係者等に関する情報の詮索や、憶測による言動、不当な差別や偏見、誹謗中傷、いじめなど心無い行為は絶対しないようにお願いします。